

意見等募集の結果について

案 件	茨木市公共施設最適化方針（案）について
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ・ 企画財政部財産活用課担当（市役所本館 3 階）・ 情報ルーム（市役所南館 1 階）・ 各図書館
意見募集期間	令和 3 年 2 月 26 日から 3 月 19 日まで
意見提出件数	5 人 21 件 (うち事業提案、賛否・感想 3 件)
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none">・ 茨木市公共施設最適化方針（案）・ 茨木市公共施設最適化方針〔概要版〕（案）
結果公表日	令和 3 年 4 月 2 日
担当課	企画財政部 財産活用課 電 話：072-655-2754 F A X：072-635-3025 E メール：zaisankatsuyo@city.ibaraki.lg.jp

1 提出された意見に対する市の考え方及び茨木市公共施設最適化方針（案）への反映内容

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	2	第1章 最適化方針の位置付け等	「図1-1 最適化方針の位置づけ」において、公共施設白書や施設カルテ等、公共施設等マネジメントに係る他の資料との関係性を示してほしい。	図を修正し、公共施設白書及び施設カルテに関する情報を追加しました。
2	9	第2章 最適化に係る基本的な考え方	「◎民営化等」に民間事業者にNPOや公益団体は含まれないのか。	含まれます。P.6の「表2-1 ソフト面の最適化の手法」の「民営化」において、その旨が分かるよう「民間事業者」の注釈を追加しました。
3	13	第2章 最適化に係る基本的な考え方	「市民の理解獲得」という表現に違和感を感じる。公共施設の課題は市民とともに考えていくものではないのか。	ご指摘のとおり、リード文に示す「市民の理解獲得」という表現は、2-4-3に示す内容を表すには不適當であったため、「市民への情報提供と市民参加」に修正しました。
4	47	第3章 施設機能類型ごとの今後の方向性	2月の市議会だよりで、文化財資料館の来場者数の減少に触れる質問があり、回答でこの方針のことが言及されていました。 文化財資料館が果たすべき役割は、来場者へのサービス提供はもちろんながら、さまざまな形の資料の収集・整理・復元修理や保守保管、そしてそれらを活用した研究など、多岐にわたり、非常に大きいと思います。 単純に来場者数などだけでみるのではなく、上記のような多様な機能を十分に果たせるように今後も講じていく必要があると考えます。 特に、文化財は時代とともに失われたり変化したりするものも多いですし、無形のものにも対応していかなければなりません。 専門性に裏打ちされた、適切な収集・整理・復元修理や保守保管・研究などの機能が、より充実したものになるよう希望します。	本編P47「めざす将来像」に記載のとおり、文化財資料館を含む文化財施設については、貴重な文化財やキリシタン遺物が適切な環境で保管されるとともに、本市の豊かな歴史・文化を伝える魅力的な展示公開がなされ、多くの利用者が訪れている姿をめざす将来像としています。めざす将来像の実現に向けた取組を推進します。

1 提出された意見に対する市の考え方及び茨木市公共施設最適化方針（案）への反映内容

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
5	—	全体	概要版を、市内公共施設に配布されたし。	市民への分かりやすい周知に努めるため、概要版を作成し公表します。
6	【概要版】 1	対象施設及び 対象期間	対象期間40年間の根拠を明示されたし。	本方針の上位方針である「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」において、将来を見据え中長期的な視点に立った取組を推進するため、対象期間を40年間としていることを踏まえ、本方針においても対象期間を40年間としています。
7	【概要版】 3	3-4-1 庁舎	市役所内に「コンビニor売店」を設置されたい。	本編P.11に記載のとおり、既存施設においては、空間利用の見直しにより余裕空間を生み出し、当該余裕空間について、新たな行政課題への対応や民間事業者への貸付等による活用を図るものとしています。 なお、庁舎については、本編P.20「今後の取組方針②」において記載しておりますが、具体的な取組内容は今後の検討によるものとなります。
8	【概要版】 3	3-4-1 庁舎	本館5F委員会室を有効活用されたい。	本編P.11に記載のとおり、既存施設において十分に活用できていない空間がある場合には、当該空間の使い方を見直すものとしていますが、具体的な取組内容は今後の検討によるものとなります。

1 提出された意見に対する市の考え方及び茨木市公共施設最適化方針（案）への反映内容

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
9	【概要版】 3	3-4-1 庁舎	合同庁舎には、会議室を多数設置されたい。	本編P.11に記載のとおり、既存施設においては、諸室、スペースの活用状況、利用頻度等を確認し、空間の使い方を見直すものとしていますが、具体的な取組内容は今後の検討によるものとなります。
10	【概要版】 3	3-4-1 庁舎	郵便局のスペースを減じ、UFJ、SMBC、みずほ、JAのATMを設置されたい。	本編P.11に記載のとおり、既存施設においては、諸室、スペースの活用状況、利用頻度等を確認し、空間の使い方を見直すものとしていますが、具体的な取組内容は今後の検討によるものとなります。
11	【概要版】 3	3-4-5 人権施設	ローズWAMに指定管理者制度を導入されたい。	本編P.24「今後の取組③」に記載のとおり、男女共生センターについては、より効率的で効果的な管理運営に向け、民間活力の活用について、その効果や課題を十分検証した上で検討します。
12	【概要版】 3	3-4-5 人権施設	ローズWAMに喫茶パートナー(仮称)を設置されたい。	本編P.11に記載のとおり、既存施設においては、新たな行政課題への対応や民間事業者への貸付等による余裕空間の活用を図るものとしていますが、具体的な取組内容は今後の検討によるものとなります。
13	【概要版】 3	3-4-6 生涯学習施設	中央図書館との連携を企画立案されたい。	本編P.25「今後の取組①」に記載のとおり、生涯学習センターについては、市全体の生涯学習に関係する事業の関係性や役割分担を整理するなど、生涯学習の推進に向けたコーディネート機能の強化に努めることとしており、ここには、他の施設との連携も含まれるものです。

1 提出された意見に対する市の考え方及び茨木市公共施設最適化方針（案）への反映内容

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
14	【概要版】 4	3-4-12 保健医療施設	保健医療センターを有効活用されたい。	本編P.11に記載のとおり、既存施設において十分に活用できていない空間がある場合には、当該空間の使い方を見直すものとしていますが、具体的な取組内容は今後の検討によるものとなります。
15	【概要版】 4	3-4-23 学校	小中学校の避難所機能を充実されたい。	本編P.42「今後の取組③」に記載のとおり、小中学校では、避難所機能の充実につながる体育館空調設置等のハード面の課題への対応を図ることとしています。
16	【概要版】 4	3-4-24 教育センター	教育委員会分室は遊休化している。早急に改善されたい。	本編P.43記載のとおり、市民会館跡地エリア活用に伴う施設機能の再配置として、教育委員会分室の市民総合センターへの機能移転、集約化による、教育センター機能の一元化を検討しています。機能集約を行った場合には、跡地の有効活用に取組みます。
17	【概要版】 4	3-4-27 青少年健全育成施設	上中条青少年センターの稼働率UPに格別の取り組みをされたい。	本編P.46「今後の取組方針①」に記載のとおり、利用者利便性の向上や、より広範な市民の利用機会の創出等により、一層の利用促進を図ります。
18	【概要版】 4	3-4-28 文化財施設	キリシタン遺物史料館移転計画について記載されたい。	本編P47「今後の取組方針②」に記載のとおり、キリシタン遺物史料館を含む文化財施設について、適切な時期に大規模改修や建替、移転等を検討し、併せて規模、機能の適正化を検討するものとしています。

2 事業提案、賛否・感想等

公共施設最適化方針は、施設機能の全体最適化及び既存施設の有効活用を推進するための取組方針です。

市の考え方についてはお示しませんが、いただきました事業提案、賛否・感想等の貴重なご意見については、全庁的に共有し、事業検討の参考にさせていただきます。

通番	ページ	項目	意見の概要
1	—	全体	<p>既存施設の有効活用の推進 新ホール完成後、福祉文化会館が取り壊しとなり、多くの市民に利用された年間稼働率が70%ある文化ホール350席が姿を消すが、これに変わる小ホールの構想がない。 新ホールには 旧市民会館の大ホールとドリームホールに代わる物だけである。 将来の負担を考慮しつつ人口減少による施設利用需要の変化は大ホールよりも小規模のホールが必要となるだろう。 又、その事を想定し既存の施設をどの様に再生、再編するかは極めて大きな関心事である。 願わくば福祉文化会館跡地、又は茨木市駅前再開発に際して、関西一円はもとより、全国各地からも訪れて貰えるような、音響に優れた小ホール（250～350席）が出来る事を望む。（東京文化会館小ホールは築60年経った今も全国からの存在感を示しています。） また、既存施設を活用してより安価に必要な機能の受け皿とする事は、様々な効果が期待される。 一例として、クリエイティブセンターホール2階・多目的室（150席）を防音室に改装し、一時的にも小ホールとして機能させる事で利用が進み、施設の稼働が高まる。又、それ以外の会議室等を防音室に改装してみる事も同じく稼働率が高まるだろう。</p>
2	—	全体	<p>市民会館跡地エリア新施設や広場など運営する管理手法、組織体制、事業展開、施設運営の方向性について。 公共施設マネジメントの目的は将来のまちづくりの実現である。公共施設は長い間にはその使命を終える場合もあり、また新施設や既存の施設をどの様に運営して行くかにより価値を高める場合も後退させる場合もある。将来の負担を考慮しつつ人口減少などによる施設の利用需要の変化も想定し、長期的な視点を持ってホールの運営、管理などを市と市民が一体となった形で連携する事でランニングコストの削減や、市民の我が町としての意識向上等々、交流や、にぎわいが発生し有意義な活動が継続出来ると考える。</p>

2 事業提案、賛否・感想等

公共施設最適化方針は、施設機能の全体最適化及び既存施設の有効活用を推進するための取組方針です。

市の考え方についてはお示しませんが、いただきました事業提案、賛否・感想等の貴重なご意見については、全庁的に共有し、事業検討の参考にさせていただきます。

通番	ページ	項目	意見の概要
3	—	全体	<p>茨木市にある公民館とコミュニティセンターの普及数は発足当時、他市と比べると数多くあり、全国より注目を浴びていた。</p> <p>しかし、現在防音が不完全なため、音を出す団体、例えば合唱団や太鼓の練習などには使用できないことが起こっている。近隣から騒音に対するクレームが出るようになり、使用が制限されています。また施設によって貸出利用の方法が違う所もあり、自由な活動が出来ないと言う残念な事になっている。</p> <p>新ホールには様々な設備が計画されていますが、このままの状況では新ホールを取り巻く地域環境は停滞し、又後退してしまう事と危惧する。地域に根差した公民館、コミュニティセンターに防音設備等を行うことによって活性化を進め、新施設と連携してもっと有効に利用できるようになればと思う。クリエイトセンターの多目的ホールも防音のために貸出が制限されている。</p> <p>いずれであっても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音の問題 施設によって防音設備が十分でない所はコーラスや器楽アンサンブルなど貸し出しが制限されている。 ・貸し出し制限について 6か月前予約で1か月に1団体あたり2日のみの制限があり、その後空室があっても貸し出して貰えない。 ・導線 ワムホール 上手から下手に行くには、客が通る通路を通っていく。舞台の幕後ろに通路なし。きらめきホール 楽屋入口が前にあり来館者と顔を合わす。 ・エレベーター 大きな楽器などの搬入ができるホールがクリエイトセンターホールのみである。他のホールもできるようにと望む。 ・音響 きらめきホールの舞台の天井が低くて音が伸びない。クリエイトセンターホールは空調の音がよく聞こえ、気になる。 ・防音 会議室の防音 ・パブリックビューイング 建物の外壁、ホワイエに通りがかった方へのアピールは必要 ・楽器庫 貴重な楽器やチェンバロなど温度や湿度の影響を受ける楽器のためにおいておくところ＝大きさと温度湿度管理 ・電波遮断が必要な場所（演奏中のホール内）、ネット環境設備などが必要な場所、発信できる設備と人材、wifi 環境など。これらの問題が解決できれば、多くの人にとって使いやすくなる。